

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4901417号
(P4901417)

(45) 発行日 平成24年3月21日(2012.3.21)

(24) 登録日 平成24年1月13日(2012.1.13)

(51) Int.Cl.

F I

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

A 6 1 F 13/00 3 0 1 Z

A 6 1 F 13/00 3 0 1 M

請求項の数 6 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2006-283440 (P2006-283440)
 (22) 出願日 平成18年10月18日(2006.10.18)
 (65) 公開番号 特開2008-99773 (P2008-99773A)
 (43) 公開日 平成20年5月1日(2008.5.1)
 審査請求日 平成21年3月3日(2009.3.3)

(73) 特許権者 391047503
 白十字株式会社
 東京都豊島区高田三丁目23番12号
 (74) 代理人 100062764
 弁理士 樺澤 襄
 (74) 代理人 100092565
 弁理士 樺澤 聡
 (74) 代理人 100112449
 弁理士 山田 哲也
 (72) 発明者 鹿野 一樹
 東京都豊島区高田三丁目23番12号 白
 十字株式会社内
 (72) 発明者 大久保 創一
 群馬県伊勢崎市境60 白十字株式会社
 群馬工場内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 創傷被覆材

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

内面側に位置する表面シートと、
 外面側に位置し透明および半透明のいずれかで不透液性を有する裏面シートと、
 前記表面シートと裏面シートとの間に配設され吸液性シートとを具備し、
この吸液性シートは、織布あるいは不織布にて形成されたガーゼで構成された複数の吸
収性拡散シートと、これら複数の吸収性拡散シートの上に積層され高吸収性を有する高吸
収性樹脂を含むシートで構成された吸収性保持シートとを備え、

前記表面シート、吸液性シートおよび裏面シートの積層体は、外面側から目視した状態
 で不透明で、

前記裏面シートおよび吸液性シートの少なくともいずれか一方には、交差する2方向に
 向けて一定間隔で模様が設けられている

ことを特徴とした創傷被覆材。

【請求項2】

模様は、直交する縦方向および横方向に向けて一定間隔で直線が設けられて構成された
 格子模様である

ことを特徴とした請求項1記載の創傷被覆材。

【請求項3】

模様は、交差する2方向に向けて一定間隔に設けられた点模様および十字模様のいずれ
 かである

ことを特徴とした請求項 1 記載の創傷被覆材。

【請求項 4】

模様は、体液に触れると変色する

ことを特徴とした請求項 1 ないし 3 いずれか記載の創傷被覆材。

【請求項 5】

裏面シートおよび吸液性シートの少なくともいずれか一方の表面には、体液に触れると発色する発色剤が付されている

ことを特徴とした請求項 1 ないし 4 いずれか記載の創傷被覆材。

【請求項 6】

吸液性シートと裏面シートとを接着させ体液に触れると発色する発色剤が配合された接着剤を具備している

10

ことを特徴とする請求項 1 ないし 5 いずれか記載の創傷被覆材。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、皮膚の創傷部を被覆して治癒するために使用する創傷被覆材に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、この種の創傷被覆材としては、創傷部に当接させる側である内面側の表面シートと、外面側の裏面シートとの間に、創傷部から滲出した体液を吸収させるための吸液性シートが配設されて構成されている。さらに、この種の創傷被覆材の多くは、構成する部材の少なくとも一部が不透明な部材で形成され、この創傷被覆材全体として不透明に形成されている。

20

【0003】

このため、創傷部に創傷被覆材を当接させて治療する場合に、この創傷被覆材の外側から創傷部の状態を目視して観察できない。このことから、この創傷被覆材の使用時の交換時期については、体液が吸収性シートに浸透して、この吸収性シート内に体液が水平方向に広がった部分の大きさを創傷被覆材の裏面シートを介して医師や看護師が観察して判断することが多い。

【0004】

30

ところが、この創傷被覆材の裏面シートを構成する部材の色調や、創傷部から滲出した体液の色によっては、この体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさを裏面シートを介して観察して判断することが容易でない場合がある。この場合は、医師や看護師などが創傷被覆材を定期的に剥がすなどして、創傷部に当接している表面シート側からの体液の吸収性シートへの吸収の様子を直接観察して確認する必要がある。このため、この創傷被覆材の交換時期の判断の手間がかかるおそれがある。

【0005】

さらに、この種の創傷被覆材としては、この創傷被覆材を創傷部に当接させて使用する際に、この創傷部の経過観察を容易にするために、この創傷被覆材を構成する部材の一部に創傷部の大きさを計測する目安となる格子模様が形成されている。また、この創傷被覆材は、この創傷被覆材を構成する部材すべてが透明または半透明な部材で形成され、一般的に吸液量の少ないヒドロゲル層が用いられている（例えば、特許文献 1 ないし 4 参照）。

40

【特許文献 1】特公平 5 - 6 5 1 8 4 号公報

【特許文献 2】特表平 8 - 5 0 6 0 2 8 号公報

【特許文献 3】特許第 2 6 0 4 5 4 2 号公報

【特許文献 4】特許第 2 7 6 8 4 9 4 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

50

しかしながら、上記創傷被覆材では、この創傷被覆材の外側から創傷部の状態を目視できるようにするために、この創傷被覆材を構成する部材すべてが透明または半透明な部材で形成されているので、この創傷被覆材を構成する部材の色調や、創傷部から滲出した体液の色によっては、この体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさの観察が容易でないから、この体液の吸液量の確認が容易ではないという問題を有している。

【0007】

本発明は上記問題点に鑑みなされたもので、吸液量を容易に確認できる創傷被覆材を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

請求項1記載の発明の創傷被覆材は、内面側に位置する表面シートと、外面側に位置し透明および半透明のいずれかで不透液性を有する裏面シートと、前記表面シートと裏面シートとの間に配設され吸液性シートとを具備し、この吸液性シートは、織布あるいは不織布にて形成されたガーゼで構成された複数の吸収性拡散シートと、これら複数の吸収性拡散シートの間に積層され高吸収性を有する高吸収性樹脂を含むシートで構成された吸収性保持シートとを備え、前記表面シート、吸液性シートおよび裏面シートの積層体は、外面側から目視した状態で不透明で、前記裏面シートおよび吸液性シートの少なくともいずれか一方には、交差する2方向に向けて一定間隔で模様が設けられているものである。

【0009】

請求項2記載の発明の創傷被覆材は、請求項1記載の創傷被覆材において、模様は、直交する縦方向および横方向に向けて一定間隔で直線が設けられて構成された格子模様であるものである。

【0010】

請求項3記載の発明の創傷被覆材は、請求項1記載の創傷被覆材において、模様は、交差する2方向に向けて一定間隔に設けられた点模様および十字模様のいずれかであるものである。

【0011】

請求項4記載の発明の創傷被覆材は、請求項1ないし3いずれか記載の創傷被覆材において、模様は、体液に触れると変色するものである。

【0012】

請求項5記載の発明の創傷被覆材は、請求項1ないし4いずれか記載の創傷被覆材において、裏面シートおよび吸液性シートの少なくともいずれか一方の表面には、体液に触れると発色する発色剤が付されているものである。

【0013】

請求項6記載の発明の創傷被覆材は、請求項1ないし5いずれか記載の創傷被覆材において、吸液性シートと裏面シートとを接着させ体液に触れると発色する発色剤が配合された接着剤を具備しているものである。

【発明の効果】

【0014】

請求項1記載の創傷被覆材によれば、吸液性シートに浸透して吸液された液体の水平方向に広がった部分の大きさを、透明および半透明のいずれかの裏面シートを介して視覚的に確認できる。さらに、吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさを、裏面シートおよび吸液性シートの少なくともいずれか一方に設けた模様と容易に見比べて観察できるので、この吸液性シートの吸液量を容易に確認できる。

【0015】

請求項2記載の創傷被覆材によれば、格子模様のます目のうち、吸液性シートに浸透して吸液された液体が掛かる部分のます目の個数を計測することにより、この吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさをより容易かつ正確に確認できるから、この吸液性シートの吸液量をより容易かつ正確に確認できる。

【0016】

10

20

30

40

50

請求項3記載の創傷被覆材によれば、吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさは、点模様および十字模様のいずれかで囲まれたます目の個数を計測することで確認できるから、この吸液性シートの吸液量をより容易かつ正確に確認できる。

【0017】

請求項4記載の創傷被覆材によれば、体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさが、裏面シートの外側から観察した場合に確認しにくい場合であっても、体液が触れた模様部分に変色するので、体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさを容易に確認できる。

【0018】

請求項5記載の創傷被覆材によれば、体液が浸透して発色剤に触れると、この発色剤が発色するので、この体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさを容易に確認できる。

10

【0019】

請求項6記載の創傷被覆材によれば、体液が浸透して接着剤に触れると、この接着剤に配合した発色剤が発色するので、この体液が吸液性シートに浸透して広がった部分の大きさを容易に確認できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

次に、本発明の創傷被覆材の第1の実施の形態の構成を、図1ないし図3を参照して説明する。

20

【0021】

図1ないし図3において、1は創傷被覆材としての治療パッドで、この治療パッド1は、例えば人体の切り傷、擦り傷などの創傷部に当接させて被覆させた状態で取り付けて、この創傷部を治癒させる。また、この治療パッド1は、内面側に位置させる表面シート2と、この表面シート2の裏面側に積層されて外周縁が周方向に亘って表面シートに図示しない接着剤にて接合され外面側に位置させる裏面シート3と、これら表面シート2と裏面シート3との間に配設される吸液性シートとしての吸収性シート4を備えている。

【0022】

具体的に、表面シート2は、例えば平面視正形状のシートであって、例えば人体の創傷部に当接させる側のシートである。このため、この表面シートは、創傷部から滲出してくる血液や体液などを透過させることが可能な透液性を有している。さらに、この表面シート2は、創傷部に当接させても、この創傷部への負担が少ない素材で形成されていることが好ましい。

30

【0023】

次いで、裏面シート3は、表面シート2と同じ大きさの平面視正形状のシートであって、吸収性シート4に浸透して吸収されて広がった部分の血液や体液の大きさDを裏面シート3の外側から目視できるようにするために、白色または淡色の色調のシートで形成されている。また、この裏面シート3は、合成樹脂にて構成された合成樹脂シート5と、この合成樹脂シート5の外面側に積層されて取り付けられた不織布シート6とで構成された積層シートである。そして、これら合成樹脂シート5および不織布シート6のそれぞれは、不透液性を有するとともに、透湿性を有することが好ましい。なお、この裏面シート3としては、合成樹脂シート5の単層とすることもできる。

40

【0024】

さらに、この裏面シート3の不織布シート6の外側に位置する外面としての表面には、図2および図3に示すように、交差する2方向、具体的には直交する縦方向Aおよび横方向Bのそれぞれに向けて一定間隔で直線Cが描かれて格子模様7が施されている。そして、この格子模様7を構成する直線Cは、不織布シート6の表面の縦方向Aおよび横方向Bのいずれかに沿って設けられている。さらに、この格子模様7は、不織布シート6の表面の全面に設けられている。

【0025】

50

また、吸収性シート4は、複数、例えば2枚の吸収性拡散シート11,12と、これら吸収性拡散シート11,12の間に積層された吸収性保持シート13とを備えている。これら吸収性拡散シート11,12および吸収性保持シート13は、例えば血液や体液などの液体を吸収できる吸液性を有しており、表面シート2および裏面シート3よりも縦方向および横方向のそれぞれにおいて小さな平面視正形状に形成されている。

【0026】

なお、この吸収性シート4としては、少なくとも1枚以上の吸収性保持シート13を含んでおり、これら吸収性保持シート13や吸収性拡散シート11,12を適宜選択して組み合わせで使用することもできる。すなわち、この吸収性シート4は、一般に治療パッド1が多量の血液や体液を吸収できるように設計されている。

10

【0027】

具体的に、表面側に位置する吸収性拡散シート12は、創傷部から滲出してきて表面シート2を通過した血液や体液などを吸収しつつ拡散させるものである。さらに、吸収性保持シート13は、創傷部から滲出して表面シート2を通過し吸収性拡散シート12にて拡散された血液や体液などを吸収して保持させるものである。また、裏面側に位置する吸収性拡散シート11は、吸収性保持シート13から漏洩した血液や体液を吸収しつつ拡散させるものである。

【0028】

そして、これら吸収性拡散シート11,12は、例えば織布あるいは不織布にて形成されたガーゼで構成されている。また、吸収性保持シート13は、高吸水性を有する高吸収性樹脂を含むシートなどで構成されている。なお、この吸収性保持シート13としては、高吸水性樹脂粒子が2枚の吸水紙の間に介在させて挟み込んだものや、高吸水性樹脂粒子を粉砕パルプと混合させた後にシート状に加工したものが適している。

20

【0029】

ここで、表面シート2と裏面シート3との間に吸収性シート4を介在させて積層させた積層体である治療パッド1は、片側、例えば裏面側から目視した場合に、この治療パッド1の表面シート2側を創傷部に当接させた状態でも裏面シート3側から創傷部が直接目視できない程度に不透明に構成されている。すなわち、この治療パッド1は、表面シート2と裏面シート3と吸収性シート4の吸収性拡散シート11,12および吸収性保持シート13との少なくともいずれか1つ以上が不透明なシートで形成されている。具体的に、この治療パッド1は、吸収性シート4の吸収性保持シート13が不透明な白色のパルプ材で構成されており、裏面シート3が半透明なシートで形成されている。

30

【0030】

次に、上記第1実施の形態の創傷被覆材の作用を説明する。

【0031】

まず、治療パッド1の表面シート2の内面側を、人体の創傷部に当接させて、例えば図示しない医療用テープなどで固定させる。

【0032】

このとき、この人体の創傷部から血液や体液が滲出してくる場合には、これら血液や体液が表面シート2を通過して吸収性拡散シート12に吸収されつつ拡散される。

40

【0033】

さらに、この吸収性拡散シート12にて拡散された血液や体液は、吸収性保持シート13に吸収されて保持される。また、吸収性保持シート13から漏洩した血液や体液は、吸収性拡散シート11に吸収されつつ拡散される。

【0034】

この結果、人体の創傷部から滲出してくる血液や体液が治療パッド1にて適宜吸収されて保持されるから、この治療パッド1が当接されている創傷部の状態が一定の状態に保持されて、この創傷部が治癒されていく。

【0035】

このとき、この治療パッド1の裏面シート3を白色または淡色の色調のシートで形成し

50

たことにより、この治療パッド1で覆った創傷部から滲出してくる血液や体液が吸収性シート4に浸透して水平方向に広がった部分の大きさDを、裏面シート3を介して外側から目視にて確認できる。また、この治療パッド1の吸収性シート4を2枚の吸収性拡散シート11,12と1枚の吸収性保持シート13との計3枚のシートで構成したことにより、創傷部から滲出してくる血液または体液の量が多い場合の使用に適している。

【0036】

さらに、この治療パッド1の裏面シート3の不織布シート6の表面に、直交する縦方向Aおよび横方向Bのそれぞれに向けて一定間隔で直線Cが描かれて模様としての格子模様7を形成したことにより、図3に示すように、この治療パッド1の吸収性シート4に吸収されて保持された血液または体液の大きさDを、裏面シート3の格子模様7と見比べて、この吸収性シート4に保持された血液または体液の大きさDの変化を観察していくことで、この吸収性シート4による血液または体液の吸液量を容易に確認できるから、創傷部の治癒の程度や様子を間接的に把握できる。

10

【0037】

また、この治療パッド1の吸収性シート4に吸収されて保持された血液または体液の大きさDを裏面シート3の格子模様7と見比べて、この血液または体液の大きさDが格子模様7のます目の個数でいくつの部分に掛かったら新しい治療パッド1に取り替えるなどと医師や看護師が予め決めておくことにより、この格子模様7を治療パッド1の交換時期の判断の目安として利用できる。したがって、この治療パッド1の取り替え時期が医師や看護師の判断によって左右することなく、看護師の交代時に具体的に治療パッド1の交換状況などを伝えなくて済む。

20

【0038】

さらに、この治療パッド1の吸収性シート4に吸収されて保持された血液または体液が広がった部分の大きさDを、裏面シート3の格子模様7のます目の個数で計測できるから、この吸収性シート4にて保持された血液または体液の広がった部分の大きさDを容易かつ正確に確認できる。したがって、この吸収性シート4にて保持された血液または体液の広がった部分の大きさDを具体的に記録できるとともに、この吸収性シート4にて保持された血液または体液の吸液量をより容易かつ正確に確認できる。

【0039】

ここで、治療パッド1の表面シート2および裏面シート3のそれぞれが不織布シートの場合には、この治療パッド1の表面および裏面の判断が容易ではなくなり、使用者が表面と裏面とを間違えて使用してしまうおそれがあるが、この治療パッド1の裏面シート3の表面に視覚的に確認できる格子模様7を形成したことにより、この治療パッド1の表面と裏面との判断が容易になるから、この治療パッド1の誤った使用を防止できる。

30

【0040】

また、前記第1の実施の形態では、図1ないし図3に示すように、治療パッド1の裏面シート3の不織布シート6の外側に格子模様7を形成したが、図4に示す第2の実施の形態のように、治療パッド1の裏面シート3の不織布シート6の外側ではなく、この治療パッド1の裏面シート3の合成樹脂シート5の外側に位置する外側に格子模様7を形成することもできる。

40

【0041】

この場合も、治療パッド1の裏面シート3の外側から吸収性シート4で吸収して保持した血液または体液の広がり具合を裏面シート3側から確認でき、これら血液または体液の広がり具合を格子模様7と見比べることができるので、創傷部の治癒の程度や様子を間接的に把握できるとともに、この格子模様7を治療パッド1の交換時期の判断の目安として利用できる。

【0042】

さらに、図5に示す第3の実施の形態のように、吸収性シート4の最も外側に積層されている吸収性拡散シート11の外側に格子模様7を形成することもできる。この場合は、裏面シート3の合成樹脂シート5および不織布シート6のいずれにも格子模様7が形成され

50

ておらず、吸収性シート4の外側の吸収性拡散シート11の外側のみに格子模様7が形成されている。

【0043】

なお、上記第1ないし第3の実施の形態では、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に形成した模様を格子模様7としたが、図6に示す第4の実施の形態のように、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に形成する模様を、縦方向Aおよび横方向Bのそれぞれに向けて一定の間隔、すなわち等間隔に点Eが記されて構成された点模様15とすることもできる。

【0044】

この場合も、図6に示すように、治療パッド1の裏面シート3の外側から吸収性シート4で吸収して保持した血液または体液の広がり具合を点模様15と見比べて、この点模様15で囲まれた領域の個数を数えることにより、創傷部の治癒の程度や様子を間接的に把握できるとともに、この点模様15を治療パッド1の交換時期の判断の目安として利用できる。

10

【0045】

さらに、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に点模様15を形成したことにより、この点模様15が裏面シート3あるいは吸収性シート4の全面に形成されても、この点模様15は、シート全面に占める割合が格子模様7よりも少ないので、この格子模様7の場合のような見た目の煩わしさなどを使用者などに感じさせることを少なくできる。

【0046】

また、図7に示す第5の実施の形態のように、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に形成する模様を、縦方向Aおよび横方向Bのそれぞれに向けて一定の間隔、すなわち等間隔に+模様Fが記されて構成された十字模様16とすることもできる。

20

【0047】

この場合も、治療パッド1の裏面シート3の外側から吸収性シート4で吸収して保持した血液または体液の広がり具合を十字模様16と見比べて、この十字模様16を構成する各+模様Fで囲まれた領域の個数を数えることにより、創傷部の治癒の程度や様子を間接的に把握できるとともに、この格子模様16を治療パッド1の交換時期の判断の目安として利用できる。さらに、この十字模様16が裏面シート3あるいは吸収性シート4の全面に形成されても、シート全面に占める割合が格子模様7よりも少ないので、見た目の煩わしさなどを使用者などに感じさせることを少なくできる。

30

【0048】

さらに、図8に示す第6の実施の形態のように、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に設けられた格子模様7を、創傷部から滲出してくる血液あるいは体液に触れて濡れると変色する物質で形成することもできる。この場合、この格子模様7を形成する物質としては、例えばpH指示薬としてのプロモフェノールブルー、メチルオレンジあるいはメチルレッドなどが配合された染料またはインクが適している。

【0049】

また、この格子模様7は、裏面シート3あるいは吸収性シート4のうち、創傷部から滲出してくる血液または体液に触れて濡れる可能性のある位置であって、裏面シート3の外側から目視した場合に視認しやすい位置に形成されていることが好ましい。よって、この格子模様7を裏面シート3に形成する場合には、この裏面シート3の合成樹脂シート5の内側に位置する内面に格子模様7を形成し、この格子模様7を吸収性シート4に形成する場合には、この吸収性シート4の裏面側に吸収性拡散シート11の外側側の表面に格子模様7を形成することが好ましい。

40

【0050】

この結果、治療パッド1の裏面シート3あるいは吸収性シート4に設けられた格子模様7が、創傷部から滲出してくる血液あるいは体液に触れて濡れると変色するので、これら血液あるいは体液が吸収性シート4に浸透して広がった部分の大きさDが裏面シート3の外側からの裏面シート3を介した目視で確認しにくい場合であっても、血液あるいは体液で濡れた部分に変色するから、これら血液あるいは体液が吸収性シート4に浸透して広が

50

った部分の大きさDを容易に確認できる。

【0051】

さらに、図9に示す第7の実施の形態のように、裏面シート3および吸収性シート4の少なくともいずれか一方の表面の全面に、血液あるいは体液に触れて濡れると発色する発色剤を塗布することもできる。このとき、この発色剤を裏面シート3に塗布する場合は、この裏面シート3の合成樹脂シート5の内側の表面に塗布し、この発色剤を吸収性シート4に塗布する場合は、この吸収性シート4の外側の表面、すなわち裏面に塗布する。

【0052】

ここで、この発色剤としては、例えば食用青1号のような食品添加色素や、染料、顔料などの水溶性色素剤、あるいはシリカゲルの微粉末のような不溶性発色剤などを用いることができる。

10

【0053】

すなわち、血液あるいは体液の色や裏面シート3の色合いなどによって、血液あるいは体液が吸収性シート4に浸透して広がった部分の大きさDを確認しにくい場合があるが、この場合に血液あるいは体液に濡れると発色する発色剤を裏面シート3あるいは吸収性シート4の表面に塗布することにより、これら裏面シート3あるいは吸収性シート4のうち血液あるいは体液で濡れた部分が発色するから、これら血液あるいは体液が浸透して広がった部分の大きさDを目視にて容易かつ明確に確認できる。

【0054】

このとき、裏面シート3と吸収性シート4とを接着させる接着剤に、血液あるいは体液に触れて濡れると発色する発色剤を配合することもできる。この場合は、これら裏面シート3と吸収性シート4とを接着させる接着剤のうち、血液あるいは体液で濡れた部分が発色するから、治療パッド1のうち血液あるいは体液が浸透して広がった部分の大きさDを目視にて容易かつ明確に確認できる。なお、この接着剤に配合した発色剤の代わりに、血液あるいは体液に触れると変色する変色剤を配合することもできる。

20

【図面の簡単な説明】

【0055】

【図1】本発明の第1の実施の形態を示す創傷被覆材の分解斜視図である。

【図2】図1に示す本発明の創傷被覆材の平面図である。

【図3】図1に示す本発明の創傷被覆材で体液を吸収した状態を示す平面図である。

30

【図4】本発明の第2の実施の形態を示す創傷被覆材の分解斜視図である。

【図5】本発明の第3の実施の形態を示す創傷被覆材の分解斜視図である。

【図6】本発明の第4の実施の形態を示す創傷被覆材で体液を吸収した状態を示す平面図である。

【図7】本発明の第5の実施の形態を示す創傷被覆材の平面図である。

【図8】本発明の第6の実施の形態を示す創傷被覆材で体液を吸収した状態を示す平面図である。

【図9】本発明の第7の実施の形態を示す創傷被覆材で体液を吸収した状態を示す平面図である。

【符号の説明】

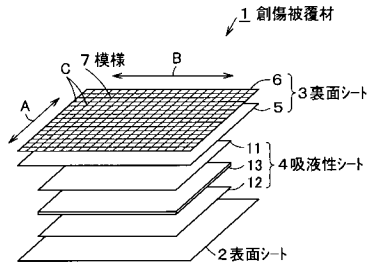
40

【0056】

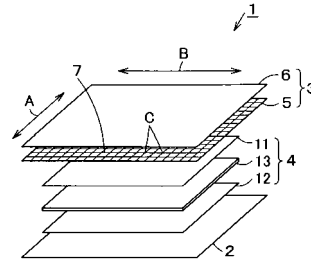
- 1 創傷被覆材としての治療パッド
- 2 表面シート
- 3 裏面シート
- 4 吸液性シートとしての吸収性シート
- 7 模様としての格子模様
- 11,12 吸収性拡散シート
- 13 吸収性保持シート
- 15 模様としての点模様
- 16 模様としての十字模様

50

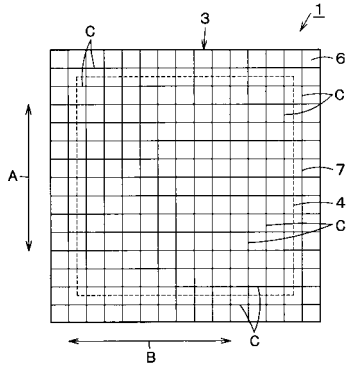
【図1】



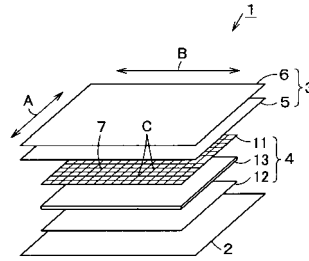
【図4】



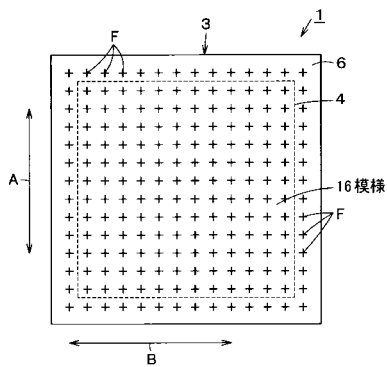
【図2】



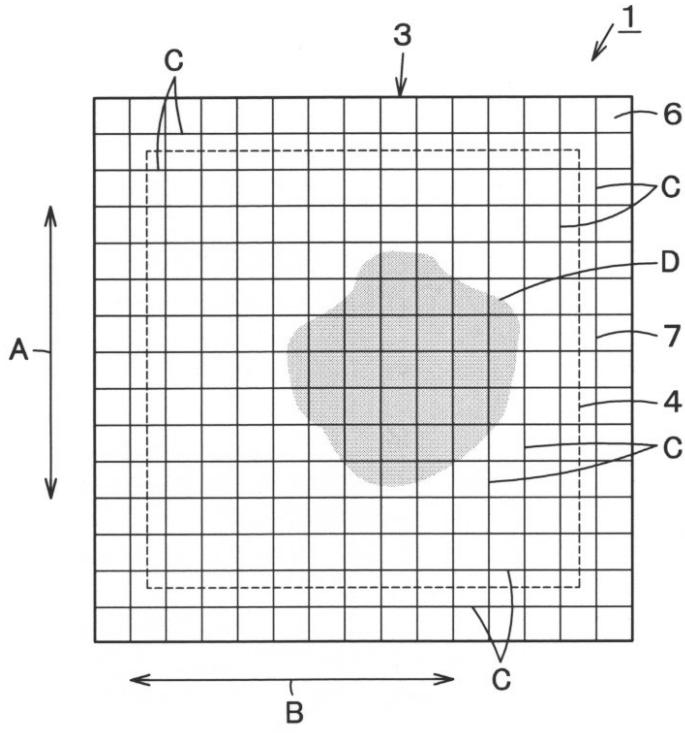
【図5】



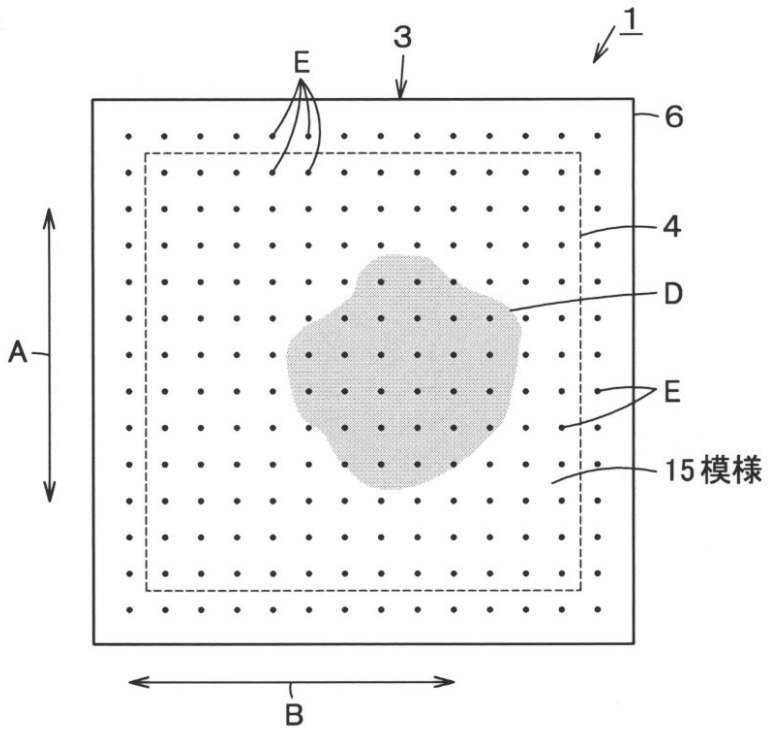
【図7】



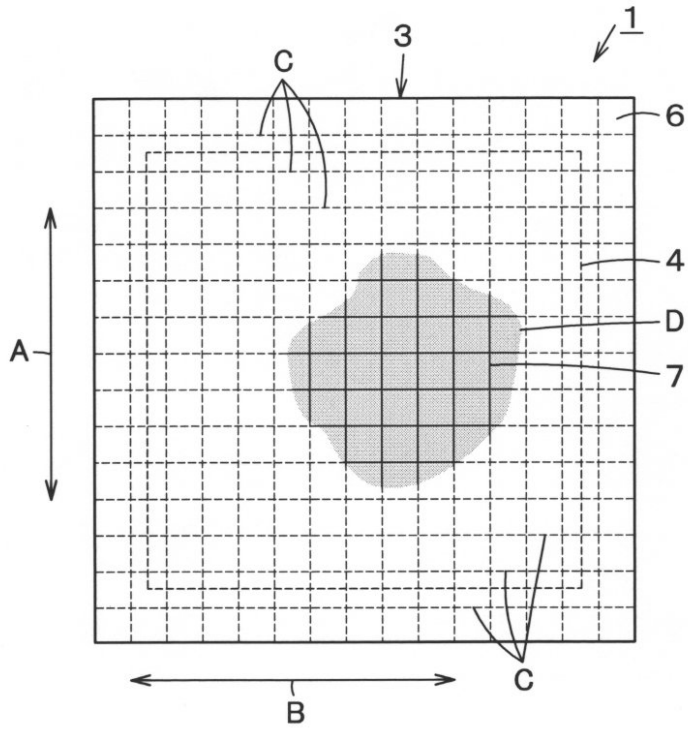
【図3】



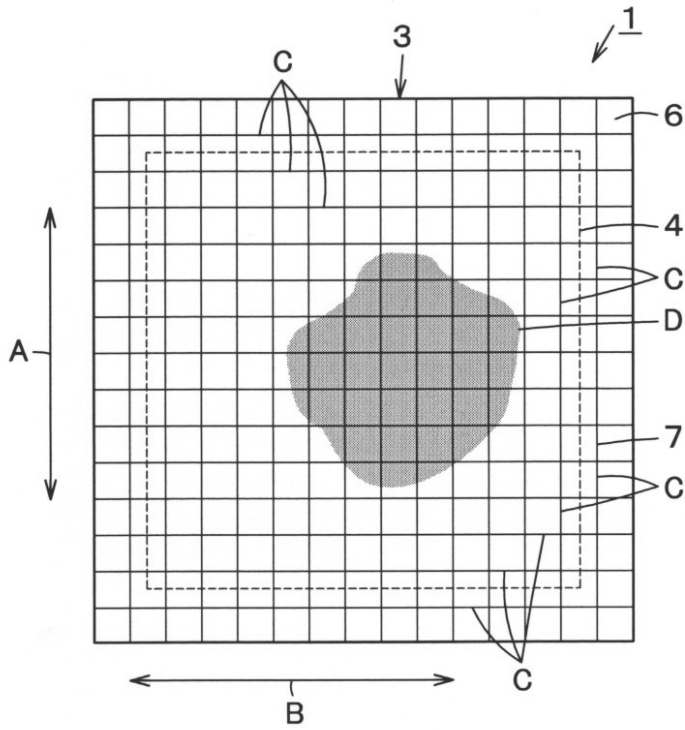
【図6】



【 8 】



【 9 】



フロントページの続き

(72)発明者 小倉 浩

群馬県伊勢崎市境60 白十字株式会社 群馬工場内

審査官 中尾 奈穂子

(56)参考文献 特開平05-208032(JP,A)
特表2001-502564(JP,A)
特開平02-023965(JP,A)
実開昭61-080018(JP,U)
実開昭60-086322(JP,U)
特開2004-025637(JP,A)
特開2002-038124(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61F 13/00-13/02